

(参考)

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

【出席停止期間の算定の考え方】

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合

⇒「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として、△日間を経過した後に出席可能となる。

〈例〉「解熱した後2日を経過するまで」の場合

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日
解熱	1日目	2日目	出席可能

ただし、学校保健安全法施行規則に定める第二種感染症（インフルエンザ、麻しんなど）の出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた場合についてはこの限りではない。

【新型コロナウイルス感染症による出席停止の期間の例】

出席停止の期間の基準	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※「軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳・痰など）が改善傾向にあること。
------------	--

・発症後2日目に軽快した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	出席可能
		軽快	1日目			

・発症後5日目に軽快した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		出席可能
					軽快	1日目	

※発症から5日を経過しても症状が軽快してから1日を経過しなければ登校はできない。
また、10日間が経過するまでは、マスクの着用が推奨されている。